

「第 2 期加賀市子ども・子育て支援事業計画」
の策定について

第2期加賀市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 計画策定の趣旨

近年の人口減少、少子高齢化による家族形態の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

国は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。また、平成24年には、社会情勢の変化を受け、さらに子育てをしやすい社会環境を整え、幼児期の保育や教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために「子ども・子育て関連3法」を制定しました。子ども・子育て関連3法に基づく新たな子育て支援の仕組みとして、「子ども・子育て新制度」が平成27年にスタートし、都道府県や市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市においても、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援することを目指して、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画として、平成27年4月に「(第1期)子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまでに様々な子育て支援の取り組みを行ってきました。

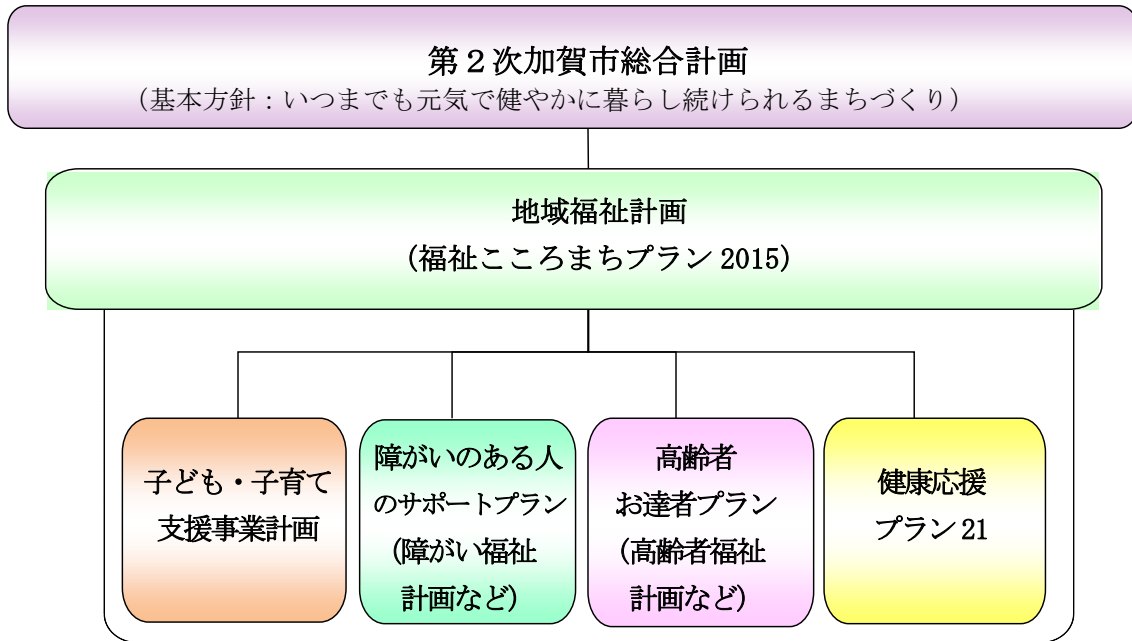
その後も全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、現計画が終期を迎えることを機に、本市の子育て環境の向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるため「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として、子ども・子育てに関する支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。なお、本計画の策定にあたっては、「第2次加賀市総合計画」の基本方針に基づくとともに、上位計画である地域福祉計画や地域を基盤とした福祉を推進するための関連計画との整合性を図ります。



(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとする。

※子ども・子育て支援法抜粋

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することができる。

※次世代育成支援対策推進法抜粋

(2) 計画に盛り込む事項（別紙参照）

- ①「子ども・子育て支援法」に基づく事項(ア～エ:必須記載事項、オ～キ:任意記載事項)
 - ア. 幼児期の学校教育・保育提供区域の設定
 - イ. 上記ア. の提供区域ごとの幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量見込み
 - ウ. 上記イ. の需要量の提供体制確保の内容及び実施時期
 - エ. 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

- オ. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- カ. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- キ. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

② 「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項

- ア. 地域における子育ての支援
- イ. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- ウ. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- エ. 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保
- オ. 職業生活と家庭生活との両立の推進
- カ. その他の次世代育成支援対策の実施

3 計画期間

「子ども・子育て支援法」の定めるところにより、令和2年度から令和6年度までの5カ年を計画期間とします。

4 策定スケジュール

日付	内容
6月	策定方針の決定
11月	計画素案の提示
1月	計画最終案の提示
2月	計画案の確定

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後児童クラブ
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児保育事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント - 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例)平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携